

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和８年９月１４日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市規則第８０号

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例（令和８年藤沢市条例第８号）附則第３号に掲げる規定（新林公園の項に係る部分に限る。）の施行期日は、令和８年１０月１日とする。